

## 予 算 要 求 資 料

令和8年度当初予算

支出科目 款：総務費 項：企画開発費 目：県民生活行政費

## 事業名 犯罪被害者等支援事業費補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境エネルギー生活部 県民生活課 交通安全・コミュニティ係 電話番号：058-272-1111(内3015)

E-mail：c11261@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 1,360 千円 (前年度予算額： 1,360 千円)

## &lt;財源内訳&gt;

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	1,360	0	0	0	0	0	0	0	1,360
要求額	1,360	0	0	0	0	0	0	0	1,360
決定額	1,360	0	0	0	0	0	0	0	1,360

## 2 要 求 内 容

## (1) 要求の趣旨(現状と課題)

犯罪被害者及びその家族(以下、「犯罪被害者等」という。)は、被害直後から、医療費、転居費、裁判費用などの不本意な出費の増加に加え、就労が困難となり収入が途絶えることもあり、多くの場合経済的な困窮に直面する。

刑事裁判において、被害者参加人として出席する場合、難解な手続等を犯罪被害者等単独で行うことは困難である。また、民事裁判(損害賠償請求)で請求の判決が出ても、加害者に支払い能力がない場合は、損害賠償金を受け取ることができない。

報道機関による過剰な取材やインターネット等での誹謗中傷などの二次被害を受けることも多く、犯罪被害者等が一日も早く被害を回復し生活を再建するためには、それらに対する経済的な支援が必要である。

## (2) 事業内容

犯罪被害者等が犯罪により従前の住居に居住困難となった場合の転居費用及び損害賠償を命じる確定判決の消滅時効までに加害者から損害賠償金の支払いを受けられない場合の再提訴費用、報道機関対応やインターネット上の誹謗中傷への対応を弁護士に委託する場合の費用、被害者参加制度の利用に際し、弁護士に委託する場合の費用の一部を補助する。

- ・転居費用：上限200千円
- ・再提訴費用：上限330千円
- ・二次的被害防止・軽減対応弁護士費用：上限230千円
- ・被害者参加弁護士費用：上限200千円

### (3) 県負担・補助率の考え方

補助率：定額

岐阜県犯罪被害者等支援条例第18条及び岐阜県犯罪被害者等支援計画に基づき県施策を実施するため。

### (4) 類似事業の有無

無

## 3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	1,360	転居費用助成（3回分）、再提訴費用助成（1回分） 二次被害防止・軽減対応弁護士費用助成（1回分） 被害者参加弁護士費用助成（1回分）
合計	1,360	

## 決定額の考え方

## 4 参考事項

### (1) 各種計画での位置づけ

【「清流の国ぎふ」創生総合戦略】

2 健やかで安らかな地域づくり

(2) 安らかに暮らせる地域

5 犯罪・交通事故防止の推進

【岐阜県犯罪被害者等支援計画】

第4章 犯罪被害者等支援に向けた施策

第2節 損害の回復や経済的支援等への取組み

### (2) 国・他県の状況

転居費用補助については1都1府8県、再提訴費用補助については1府6県、二次的被害に対する弁護士費用は1県、被害者参加弁護士費用は2都県で導入されている。

県が実施する経済的支援のメニューとして見舞金（当県では、市町村で整備）と並び各都道府県で導入状況を情報共有しており注目度が高い。

### (3) 後年度の財政負担

支給状況を検証しながら必要な補助金額等について検討を実施

### (4) 事業主体及びその妥当性

国が支給する犯罪被害者の収入や生計維持関係遺族の人数に応じた遺族給付金や医療費の自己負担相当額及び休業損害の一部を保障する重傷病給付金、障害の程度による障害給付金では保障されない犯罪被害者等の経済的損失について、犯罪被害者等を社会全体で支える観点から県が主体的に取り組む必要がある。また、市町村においては犯罪被害者等を対象とする見舞金制度の導入が進んでいるが支給実績はわずかであり、犯罪被害者等の一部を対象とする本補助金のさらなる導入は見込めず、県負担は妥当。

## 県単独補助金事業評価調書

<input type="checkbox"/> 新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業

(事業内容)

補助事業名	犯罪被害者等支援事業費補助金
補助事業者（団体）	犯罪被害者等 (理由) 犯罪被害者等の経済的負担を直接支援するため
補助事業の概要	(目的) 犯罪被害者等の被害の軽減及び生活の再建を支援するため。 (内容) 犯罪被害者等が負担する転居費用及び再提訴費用の一部を助成する。
補助率・補助単価等	<b>定額</b> ・定率・その他（例：人件費相当額） (内容) 転居費用上限200千円、再提訴費用上限330千円 二次的被害防止・対応弁護士費用上限230千円 被害者参加弁護士費用上限200千円 (理由) 先行導入している他府県を参考とし、転居費用は事業者へ支払う費用、再提訴費用は手数料、二次的被害及び被害者参加弁護士費用は弁護士委託料を対象とする。
補助効果	犯罪被害者等が被る経済的負担を軽減する。
終期の設定	終期 令和8年度 (理由) 岐阜県犯罪被害者等支援計画が5か年計画であるため、その終期に効果を測定する。

(事業目標)

<p>・終期までに何をどのような状態にしたいのか 犯罪被害者等の経済的負担を軽減し、1日も早い生活の再建を支援するとともに、制度を周知することで犯罪被害者等に対する県民の理解を促進する。</p>
---

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前 (R)	R6年度 実績	R7年度 目標	R8年度 目標	終期目標 (R)	達成率
①						

補助金交付実績 (単位：千円)	R4年度	R5年度	R6年度
	0	67	600

(これまでの取組内容と成果)

令和4年度	転居費用助成0件、再提訴費用0件 犯罪被害者御遺族から、犯罪被害者等が負う経済的負担に対する支援を求める声を受け制度化したものであり、他自治体と比較しても先行した支援メニューをそろえていることを評価いただいている。
令和5年度	転居費用助成2件、再提訴費用0件、二次的被害防止・対応弁護士費用0件 令和5年度から支援の拡充を図るため、二次的被害防止・対応弁護士費用の助成制度を開始した。
令和6年度	転居費用助成0件、再提訴費用0件、二次的被害防止・対応弁護士費用1件、被害者参加弁護士費用2件 令和6年度から支援の拡充を図るため、被害者参加弁護士費用の助成制度を開始した。

(事業の評価)

・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) 3:増加している 2:横ばい 1:減少している 0:ほとんどない	
(評価) 3	岐阜県犯罪被害者等支援条例第18条において県は経済的負担の軽減に必要な施策を講ずるとしており、支援計画においても重要取組事項に位置付けるため、必要である。
・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) 3:期待以上の成果あり(単年度目標100%達成かつ他に特筆できる要素あり) 2:期待どおりの成果あり(単年度目標100%達成) 1:期待どおりの成果が得られていない(単年度目標50~100%) 0:ほとんど成果が得られていない(単年度目標50%未満)	
(評価) 2	補助金の活用を検討する問い合わせが複数入るなど、犯罪被害者等が求める支援策の一つとなっている。
・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) 2:上がっている 1:横ばい 0:下がっている	
(評価) 1	特になし

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項 関係者を經由して補助金の問い合わせが複数入ったが、補助金をはじめ、犯罪被害者等支援策の一層の周知と充実が必要。
--

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 県が条例や計画に明記する、犯罪被害者等への経済的支援メニューの一つとして、事業を継続していく必要がある。
--